



月報 愛知労働局



2016

1月

毎月第三稼働日 発行

- 新春のご挨拶 愛知労働局長 藤澤 勝博・・・・・・・・・・・・・ 1
- 最近の雇用情勢 平成 27 年 11 月・・・・・・・・・・・・・ 2
- 平成 27 年 11 月末現在の労働災害発生状況・・・・・・・・・・・・・ 2
- 介護施設安全衛生パトロールを実施しました・・・・・・・・・・・・・ 2
- 障害者の雇用の確保に向け県内主要経済 4 団体に訪問要請しました・・・・・・・・ 3
- 「非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善に向けた
関係機関連絡協議会」を開催しました・・・・・・・・ 3
- 「知って得する労働法」プレート No. 1 & No. 2・・・・・・・・・・・・・ 3
- マイナンバーの記載が必要になります！・・・・・・・・・・・・・ 4
- 今後予定している主なイベントについて・・・・・・・・・・・・・ 4

年頭のご挨拶

愛知労働局長 藤澤 勝博

平成 28 年の新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

年の初めにあたり、改めて皆様の日頃からの愛知労働局の行政運営に対するご理解とご協力に感謝申し上げますとともに、愛知の雇用労働の状況と今年 1 年の所信の一端を述べさせていただきます。

昨年は、10 月に 12 年ぶりとなる全国産業安全衛生大会が、愛知において開催されました。県内外から 1 万 2,000 人を超える多くの方が参加され、安全衛生に関する様々な取組みや情報が紹介されるとともに、安全衛生に関わる皆さんの交流が図られ、関係者の皆様のご尽力により成功裏に終わりました。

また、国産小型ジェット旅客機の実用化に向けた初飛行、名古屋駅前開発による高層ビルの完成、近隣である伊勢志摩サミットの開催決定など、この地域に注目が集まるニュースもありました。今年 2 月には、新東名高速道路の豊田東 JCT から浜松いなさ JCT 間の開通も予定されています。

こうしたニュースと相まって、愛知の有効求人倍率は 1.56 倍、新規求人倍率も 2.48 倍と高い水準(平成 27 年 11 月現在)となっており、今後中国経済やアジア新興諸国の動向等への注視が必要ですが、愛知の雇用状況は緩やかな改善が続いているところであります。

こうした中でも、本年、更に愛知労働局として取組みを強化していかなければならない課題があります。

まず、第 1 点目としては、非正規雇用労働者対策です。非正規雇用労働者については、正社員に比べ収入が低く、雇用が不安定な上、能力開発の機会が乏しいなどの問題を抱えており、未婚率も高く、少子化にもつながる重要な課題であると考えています。非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善を進めるため、10 月に局内に「愛知正社員転換・待遇改善実現本部」を設置し、12 月には労使団体、地方自治体とともに「非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善に向けた関係機関連絡協議会」を開催したところであります。今後も、正社員求人の拡大、正社員就職の実現、助成金等を活用した非正規雇用労働者の正社員転換などに力を入れてまいります。

2 点目は、「働き方改革」の推進です。愛知は残業時間が全国平均より長く、年次有給休暇の取得率も低い状況にあります。こうしたこれまでの長時間労働を前提とした働き方を見直していく必要があります。昨年夏には、「ゆう活」に積極的に取り組んだ企業も話題になりましたが、働きやすい環境に向けた働き方の見直しにつなげるため、引き続き自治体、各種団体と連携を図りながら、「働き方改革」に向けた気運の醸成を図ります。更に過重労働防止対策についても同時に取組み、長時間労働に係る法令違反を繰り返す等、悪質な事例に対しては、厳正に対処していきます。

3 点目としては、女性の活躍推進です。女性の就労状況についても、愛知は全国に比べ、子育て期の女性の就業率が低く、女性管理職の割合が低い状況にあります。こうした状況の中、自らの意思によって職業生活を営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要となっています。昨年 8 月に成立した「女性活躍推進法」は、そういった課題に対応するため 301 名以上の規模の民間企業に対し、「一般事業主行動計画」の策定等を求めるものです。本年 4 月の全面施行に向け愛知県をはじめ関係機関と連携し周知に取組んで参ります。

これら以外の課題としても、建設、医療、介護、保育など人手不足の課題が見られる分野では、業界団体のみならず、建設業では発注行政機関等、医療、介護分野においては愛知県とも連携を強化し、雇用管理改善を人材確保に結び付けるような取組みを進めます。

障害者雇用についても、愛知県と連携し、法定雇用率未達成の企業の訪問指導を進めるとともに、事業主に「障害者に対する差別の禁止」「合理的配慮の提供」をもとめる改正障害者雇用促進法の周知を図り、障害者雇用の改善に取組みます。

昨年 12 月に施行された「ストレスチェック制度」は、企業の皆様の関心が高く、制度の理解に向けた周知を図ってまいります。更に、昨年 9 月に成立した法令として、若者雇用促進法、改正労働者派遣法などもあり、円滑な運用に向けて更なる周知を図ってまいります。

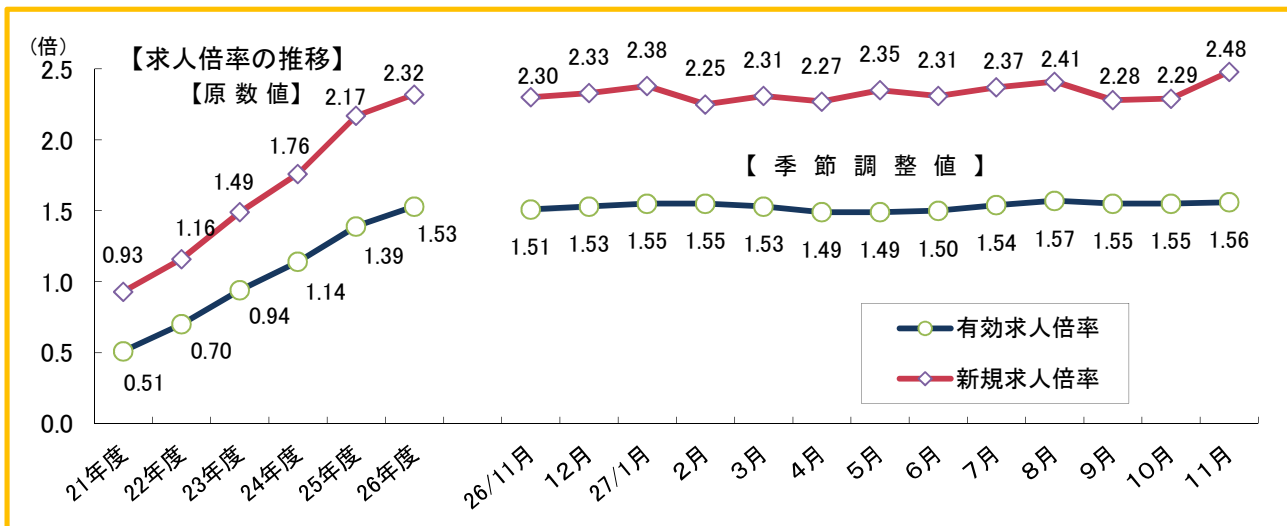
愛知労働局は、引き続きすべての労働者の適正な労働環境を確保するとともに、若者、女性、高齢者、障害を持つ方などが、希望する働き方を選択し、能力が発揮できる環境の整備に努めていきます。更に関係機関・団体等と連携し、地域の実情を踏まえた労働行政の推進に全力を注いでいきます。

本年の皆様のご多幸とご健勝を心より祈念いたしまして、年頭のご挨拶といたします。



有効求人倍率は3か月ぶりに上昇 緩やかな改善が続く

- 有効求人倍率（季節調整値） 1.56倍 対前月+0.01ポイント
 - ・ 3か月ぶりに前月を上回った。
 - ・ 有効求人数は増加（前月比0.8%増）、有効求職者数は横ばい（前月比0.0%減）。
- 新規求人倍率（季節調整値） 2.48倍 対前月+0.19ポイント
 - ・ 2か月連続で前月を上回った。
 - ・ 新規求人数は増加（前月比0.7%増）、新規求職者数は減少（前月比7.2%減）。



平成 27 年 11 月末現在の労働災害発生状況

安全課
☎052-972-0255

業 種	年 別	平成27年 (人)	平成26年同期 (人)	平成26年同期比 (人)	増減率 (%)
製 造 業		1,579 (6)	1,656 (13)	-77 (-7)	-4.6
建 設 業		557 (13)	579 (14)	-22 (-1)	-3.8
陸上貨物運送事業		750 (8)	711 (2)	39 (6)	5.5
小 売 業		513 (3)	632 (4)	-119 (-1)	-18.8
通 信 業		105 (0)	116 (2)	-11 (-2)	-9.5
社会福祉施設		229 (0)	223 (0)	6 (0)	2.7
飲 食 店		203 (1)	218 (1)	-15 (0)	-6.9
清 掃 ・ と 畜 業		254 (2)	248 (5)	6 (-3)	2.4
上記以外の事業		961 (4)	971 (7)	-10 (-3)	-1.0
合 計		5,151 (37)	5,354 (48)	-203 (-11)	-3.8

※()内は死亡者数で内数である。

11月末現在の愛知労働局管内における休業4日以上労働災害発生状況は、前年同期比、203人減の5,151人でした。死亡災害は11人減の37人となっています。

前月までの休業4日以上労働災害は、前年同月比-4%を超えていましたが、11月末時点の累計で-3.8%とやや減少の状況が鈍化しています。

11月に入り災害件数が増加に転じた清掃・と畜業や社会福祉施設等について、事業者団体への災害防止対策の要請等を行うなど、特に災害が増加傾向にある業種に対する取組みを強化することとしています。

介護施設安全衛生パトロールを実施しました

安全課
☎052-972-0255

12月9日、職場の年末安全衛生推進運動の一環として、愛知労働局では初めてとなる介護施設安全衛生パトロールを実施しました。

パトロールには、藤澤局長をはじめ安全衛生労使専門家会議委員も参加し、名古屋市千種区に所在する社会福祉法人サンライフ「ジョイフル千種」の施設内の作業状況を視察しました。

「ジョイフル千種」では、被介護者の移動にリフトを導入するなど、福祉用具を活用し、腰痛対策を進めているとのことでした。愛知労働局の集計でも、介護施設を含む社会福祉施設における労働災害は、前年同期比 2.7%増と増加傾向にあります。介護施設における災害の型としては、腰痛等が多く、作業姿勢の改善、福祉用具の活用等対策が必要とされています。



介護用具を使用した業務を視察する
藤澤局長、安全衛生労使専門家会議委員

障害者の雇用の確保に向け県内主要経済4団体に訪問要請しました

職業対策課
☎052-219-5507

11月27日に発表した平成27年6月1日現在の愛知県内の民間企業における障害者の実雇用率は1.81%であり、昨年より0.07ポイント上昇したものの、法定雇用率の2.0%はもとより全国平均実雇用率の1.88%をも下回る結果となっています。

障害者の雇用機会の拡大、雇用の維持を図ることは重要であり、特に、障害者雇用率未達成企業に対しては障害者雇用の促進が一層求められます。

このため、12月21日、愛知県商工会議所連合会（岡谷篤一会長）、愛知県経営者協会（清水順三会長）、愛知県商工会連合会（森田哲夫会長）及び愛知県中小企業団体中央会（鶴田欣也会長）を藤澤愛知労働局長と森岡愛知県副知事が合同で訪問し、各会員事業主への周知、啓発を要請しました。



愛知県商工会連合会
（森田会長）への要請



愛知県商工会議所連合会
（岡谷会長）への要請



愛知県中小企業団体中央会
（鶴田会長）への要請



愛知県経営者協会
（清水会長）への要請

「非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善に向けた関係機関連絡協議会」を開催しました

職業安定課
☎052-219-5504

～ 不本意非正規対策・学卒正社員化キャンペーン（1月～3月）～

愛知労働局では、1月から3月を不本意非正規対策・学卒正社員化キャンペーンとして、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の支援や、平成28年3月に新規に大学や高校を卒業し社会に出ていくにあたって一人でも多くの方が正社員として就職できるよう、また正社員としての就職をあきらめないよう取組みを推進します。

このため、12月25日に、愛知労働局、愛知県の労働施策の担当課長、愛知県の主要経済4団体、連合愛知の担当者の方にご参集いただき、関係機関連絡協議会を開催し、1月からのキャンペーンにおける具体的な取り組みについて意見交換を行いました。

当面の主な取組み

- 平成27年度 愛知若者応援宣言企業限定就職フェアの開催
平成28年1月29日（金）11時～17時 ウィンクあいち6階展示場
- 新卒応援ハローワークにおける窓口支援（中日ビル12階）
学卒ジョブサポーターが個々に応じた個別支援を実施します。
（個別求人開拓など）
- 愛知わかものハローワークにおける窓口支援（中日ビル12階）
グループ制によるセミナーや個別カウンセリングを実施します。
- 事業主向けセミナーの開催
「正社員実現セミナー」～労働力不足に備えた人材確保について～
平成28年2月19日（金）14時～16時 刈谷市総合文化センター大ホール



非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善に向けた
関係機関連絡協議会

「知って得する労働法」プレート No. 1 & No. 2

監督課
☎052-972-0253

★学校・職場内など掲示頂ける場所を募集中！★（全12種 次号以降随時紹介いたします。）

知って得する労働法

“労働基準法”はパートやアルバイトにも適用されるの？

●労働基準法では、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者を“労働者”としています。ですから、パートやアルバイトも、労働基準法が適用されます。
（労働基準法第9条）

～Q & A～

Q. 有給休暇は、正社員しかもらえないのですか？
A. 週の所定労働日数に応じて取ることができます。

Q. 採用が決まったけど、会社から手当や出勤日をはっきり教えてもらえません。これっていいの？
A. 給料、仕事の内容、場所、就業時間、休日などを書いた労働条件通知書の交付が義務づけられています。

厚生労働省 愛知労働局

知って得する労働法

“働く条件”合意のルール

Q. 時給も勤務時間も社長との口約束だけで、不安です。
A. 会社は、労働条件についての書面を労働者に交付し、通知しなければなりません。
（労働基準法第15条）

スタートは労働条件の通知（使用者）から確認（労働者）

①労働契約の期間
②有期労働契約を更新する場合の基準
③就業の場所・従事する業務の内容
④始業・終業時刻、時間外労働の有無、休憩時間、休日、休暇等に関する事項
⑤賃金の決定、計算、支払いの方法、賃金の締切り・支払いの時期に関する事項
⑥退職に関する事項（解雇の事由を含む）

厚生労働省 愛知労働局

ご希望のプレート（サイズはA3）を無料で送付致します。是非、ご活用下さい。
詳しくは、愛知労働局 労働基準部 監督課まで。 電話：052-972-0253

労災年金、雇用保険、労働保険についてもマイナンバーの利用が開始されます

マイナンバー制度は社会保障・税制度の効率性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として導入されます。平成27年10月から、住民票をお持ちの方（住民票をお持ちの外国人を含む）にマイナンバーが通知され、平成28年1月から順次、社会保障・税・災害対策の行政手続でマイナンバーの利用が開始されます。

労災年金、雇用保険、労働保険についても、マイナンバーを活用して他機関と情報連携を行い、定期報告の添付書類の省略など皆さまの負担軽減、利便性の向上、効率的な行政運営を進めます。

また、引き続き個人情報保護については、対策を強化し、取扱いには細心の注意を払ってまいります。

【マイナンバー総合フリーダイヤル】

◆電話番号：0120-95-0178（無料）

※一部IP電話などでつながらない場合（有料）

- ・マイナンバー制度に関すること
050-3816-9405
- ・「通知カード」「個人番号カード」に関すること
050-3818-1250

◆受付時間： 平日 9:30～22:00
土日祝 9:30～17:30
(年末年始12月29日～1月3日を除く)



☆厚生労働省（マイナンバー特設サイト）☆

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062603.html>

【ご注意ください】

ハローワークの職員がハローワークの窓口以外で、個人番号の提出をお願いすることはありません。

また、労働基準監督署やハローワークより、電話やファクシミリ、郵送により提出をお願いすることもありますので、労働基準監督署又はハローワーク職員と名乗る者から電話等があっても、絶対に個人番号を教えないようお願いします。



～ 今後予定している主なイベントについて ～

1/15(金)	13:30～ 16:30	障害者雇用促進トップセミナー	中区役所ホール	職業対策課 052-219-5507
1/20(水) 2/3(水)	14:00～ 15:30	労働者派遣事業 新規説明会	名古屋広小路ビルディング6階 需給調整事業部 セミナールーム	需給調整事業部 052-219-5587
1/26(火)	12:30～ 15:00	マザーズ就職応援フェア	愛知県産業労働センター ウインクあいち 5階 小ホール	あいちマザーズハローワーク 052-581-0821
1/29(金)	11:00～ 17:00	平成27年度 愛知若者応援宣言企業限定就職フェア	ウインクあいち 6階 展示場	職業安定課 052-219-5505
1/31(日)	13:00～ 16:00	第2回保育所就職支援フェアあいち	名古屋国際会議場 (白鳥ホール)	職業安定課 052-219-5505
2/4(木)	12:45～ 16:00	平成27年度第2回 「障害者就職面接会」	ホテルアソシア豊橋 ザ ボール ルーム	職業対策課 052-219-5507

編集・発行 愛知労働局 総務部 企画室

〒460-8507 名古屋市中区三の丸2丁目5番1号（名古屋合同庁舎第2号館2階）

TEL (052) 972-0252 FAX (052) 961-5798

<ホームページ> <http://aichi-roudoukyoku.isite.mhlw.go.jp/>